

大子町結婚応援プロモーション事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、独身者の結婚に対する意識の醸成を図るとともに、結婚応援の機運を高めることを目的としたプロモーション等を行う事業（以下「事業」という。）を実施する者又は団体に対しこれに要する経費について、予算の範囲内において大子町結婚応援プロモーション活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「プロモーション等」とは、次の方法により、若者の結婚意識の啓発及び地域の振興を図り、大子町での結婚を応援する機運づくりのための活動を対象にしたものをいう。

- (1) 大子町での結婚に関する魅力発信事業
- (2) 結婚に関する知識の習得及び意識の啓発に資する事業
- (3) 「まちづくり」を盛り上げるための結婚関連事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者又は団体（以下「補助対象者」という。）

は、町内の個人事業主若しくは法人又は5人以上で構成され、町内に事務所、代表者の住所等の拠点があり、主として町内で活動を行う団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者及び団体は、補助対象者としな

- (1) 営利を目的として結婚相手紹介サービス業を営む者又は団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はその統制下にある者若しくは団体
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙運動を行うことを主たる目的とする者又は団体
- (4) 公序良俗に反する行為を行う者又は団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する結婚の推進を目的としたプロモーション等に関する活動とする。

- (1) 町内で開催し地域の振興に資すること。
- (2) 参加者の総数が10人以上であること。
- (3) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定していること。
- (4) 当該活動に係る写真、映像その他記録資料を町に提供すること。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする場合
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする場合
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする場合
- (4) 特定の商品の販売若しくは販売のあっせんを行う等の営利を主たる目的とする場合
- (5) 公序良俗に反する、又は社会通念上適当でないと認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当であると認める場合
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項の補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者の構成員（以下「構成員」という。）に対する人件費及び謝礼金
- (2) 記念品、手土産代等
- (3) 視察費、宿泊費並びに参加者及び構成員の交通費
- (4) 参加者及び構成員の飲食代
- (5) 事業自体の再委託料及び事務所の管理委託費
- (6) 1万円以上の物品
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当であると認める経費
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額から参加費及びその他の収入額の総額を控除して得た額とし、1事業につき10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、各年度1回を上限とする。
（後援名義の使用）

第7条 補助対象者は、補助対象事業について、町の後援名義を使用することができる。
（添付書類等）

第8条 次の各号に掲げる規則で定める申請書等を町長に提出するときは、当該各号に定める書類等を添付しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書 事業計画書（様式第1号）、事業収支予算書（様式第2号）その他町長が必要と認める書類
- (2) 補助事業等実績報告書 事業報告書（様式第3号）、事業収支決算書（様式第4号）、領収書の写しその他町長が必要と認める書類

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(大子町結婚活動支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 大子町結婚活動支援事業補助金交付要綱（平成26年大子町告示第14号）は、廃止する。

様式第1号（第8条関係）

事業計画書

団体等	名 称		設立年	年
	所在地	〒		
代表者	氏 名		会員数	人
	住 所	〒		
	電話番号			
団体等の活動内容				
実 施 事 業 名				
実 施 予 定 期 間		年 月 日		
実 施 場 所				
補 助 金 要 望 額		円		
事業目的及び事業内容				
事 業 の 計 画	年月日	内容（具体的な事業プラン）		

団体の連絡窓口となる連絡先

氏 名	
住 所	〒
電 話 番 号	

備考 補助金要望額の欄の2年目，3年目については，複数年実施する計画がある場合に記入してください。

様式第2号（第8条関係）

事業収支予算書

収 入

（単位：円）

項 目	金 額	内 訳
結婚プロモーション事業 補助金		
合 計		

支 出

（単位：円）

項 目	金 額	内 訳
合 計		

備考 補助金額についてのみ記入してください。他に収入がある場合は、別途、団体等の
全体の予算書を提出してください。

様式第3号（第8条関係）

事業報告書

1 団体等名称	
2 実施事業名	
3 事業内容	
4 事業の効果	

備考 事業実施内容のわかる写真，チラシ等を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

事業収支決算書

収 入

（単位：円）

項 目	金 額	内 訳
結婚プロモーション事業 補助金		
合 計		

支 出

（単位：円）

項 目	金 額	内 訳
合 計		

備考 領収書の写しを添付してください。